

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年02月

## Contents

### 税務法規

#### ▶ 増税

- ▶ 「税関特殊管理区域の企業に増税一般納税者資格を与える試験の拡大に関する公告」(国家税務総局、財政部、税関総署公告[2018]5号) (“5号公告”)ほか

#### ▶ 租税条約

- ▶ 「租税条約における“受益者”に関する問題についての公告」(国家税務総局公告[2018]9号) (“9号公告”)ほか

#### ▶ その他

- ▶ 「研究開発費用の追加控除政策の実施ガイド1.0版」ほか

### 商務法規

- ▶ 「情報共有及び共同管理の強化に関する通知」(工商企注字[2018]11号) (“11号通達”)

### 税関法規

- ▶ 「『中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法』の実施に関する事項についての公告」(税関総署公告[2018]14号) (“14号公告”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2018年02月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2018年 02月02日 第2018005号
- ▶ 2018年 02月09日 第2018006号
- ▶ 2018年 02月14日 第2018007号

Japan Business Servicesグループで、2018年02月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

# 税務法規

## 1. 増税

- ▶ 「税関特殊管理区域の企業に增值税一般納稅者資格を与える試験の拡大に関する公告」(国家稅務總局、財政部、税關總署公告[2018]5号) (“5号公告”)

### 概要

「税關特殊管理区域の企業に增值税一般納稅者資格を与える試験の実施に関する公告」(国家稅務總局、財政部、税關總署公告[2016]65号) (“65号公告”)に基づき、2016年11月1日から7カ所の税關特殊管理区域で企業に增值税一般納稅者資格を与える試験が開始された。国家稅務總局、財政部、税關總署が2018年1月12日付で公布した5号公告(2018年2月1日施行)により、当該試験の適用範囲がその他の17カ所の税關特殊管理区域(浙江寧波輸出加工区、成都ハイテク総合保税区、阿拉山口総合保税区、広西北海輸出加工区、北京天竺総合保税区、上海閔行輸出加工区、郴州総合保税区、遼寧大連輸出加工区、福州保税港区、福州輸出加工区、青島前湾保税港区、武漢東湖総合保税区、無錫ハイテク区総合保税区、蘇州ハイテク技術産業開発区総合保税区、鎮江総合保税区、淮安総合保税区、吳江総合保税区)に拡大された。

增值税一般納稅者の登記管理に関する規定を満たす試験区域の企業は、所在地の所轄稅務機關、税關に申請して試験企業となり、所轄稅務機關で法に従って增值税の一般納稅者資格登記を行うことができる。

5号公告によれば、一般納稅者資格の試験の申請を行つてから満36ヶ月が経った企業は試験対象から外れることができると、その後36ヶ月間は再度、試験企業となることはできない。

5号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3256331/content.html>

国家稅務總局による5号公告に関する解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3241491/content.html>

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2292719/content.html>

- ▶ 「增值税一般納稅者の登記管理に係る若干の事項に関する公告」(国家稅務總局公告[2018]6号) (“6号公告”)

### 概要

国家稅務總局は2018年1月29日付で、「增值税一般納稅者登記管理弁法」(国家稅務總局公告[2018]43号) (“管理弁法”)に関わる事項について規定した6号公告を公布した。6号公告は2018年2月1日から施行され、当該公告の規定と齟齬のある規定は同時に廃止された。

6号公告では、管理弁法におけるいくつかの文言について、その解釈を規定している。

例えば、管理弁法に基づき、年間課税売上高が財政部、国家稅務總局の規定する小規模納稅者の基準(“規定基準”)を超える場合、納稅者は所轄稅務機關で一般納稅者登記を行わなければならない。年間課税売上高とは、納稅者の連續する12ヶ月を超えないか、或いは4四半期の經營期間内における、增值税の課税対象となる累計売上高を指し、納稅申告を行つた売上高、調査で確認された売上高、納稅評価で調整された売上高を含む。6号公告では、ここでいう“納稅申告を行つた売上高”とは、納稅者が自ら申告を行つた全ての課税対象売上高を指し、免稅売上高と稅務機關が発票(インボイス)を代理発行した売上高を含むと規定している。

6号公告によれば、納稅者が物品の販売、加工・修理・組立役務(“課税貨物及び役務”)とサービス、無形資産、不動産の販売(“課税行為”)を兼営する場合、課税貨物及び役務の売上高と課税行為の売上高はそれぞれ計算し、增值税一般納稅者登記の基準をそれぞれ適用する。そのうちいずれかの売上高が規定基準を超える場合、規定に従つて、增值税一般納稅者登記の手続を行わなければならない。

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3261412/content.html>

国家稅務總局による6号公告の解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3260280/content.html>

管理弁法の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3022137/content.html>

## 2. 租税条約

- ▶ 「租税条約における“受益者”に関する問題についての公告」(国家稅務總局公告[2018]9号) (“9号公告”)

### 概要

国家稅務總局は2018年2月3日付で、租税条約または協定 (“租税条約”) の配当、利子、使用料条項における “受益者” 身分の判定に関する問題について規定した9号公告を公布した。

全体として、9号公告では租税条約を濫用する目的がなく、そのような結果とならない場合に、租税条約の特典を享受することを認めている。国家稅務總局による解釈によれば、9号公告の公布は、納税者による租税条約の特典享受の確定性を高め、税務機関と納税者双方のコストの軽減を図ることを目的としている。

また、9号公告では、「税源浸食と利益移転」(BEPS)の行動6(租税条約の濫用防止)の勧告に基づき、「租税条約における“受益者”をどのように理解して認定するかに関する通知」(国税函[2009]601号) (“601号通達”) 及び「租税条約における“受益者”的認定に関する公告」(国家稅務總局公告[2012]30号) (“30号公告”) の一部の規定を変更した。

9号公告により変更された内容には、“受益者”身分の判定に不利となる要素、セーフハーバーの範囲、“受益者”的判定に係る例外的な状況、及び代理人が代わりに所得を受け取る場合の“受益者”身分の判定等が含まれる。

9号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3279059/content.html>

国家稅務總局による9号公告の解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3278984/content.html>

601号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812166/n812612/c1086933/content.html>

30号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812151/n812406/c1083090/content.html>

- ▶ 「租税条約の適用に係る若干の問題に関する公告」(国家稅務總局公告[2018]11号) (“11号公告”)

### 概要

国家稅務總局は2018年2月9日付で11号公告(2018年4月1日施行)を公布した。当該公告は、中国が対外的に締結している租税条約のいくつかの条項の適用に関する事項について明確にしたものである。

11号公告によれば、租税条約の恒久的施設 (“PE”) 条項において、役務提供を行う場合にPEを有するものとされる期間の基準に関して、“12ヶ月の間に合計6ヶ月を超える期間”と規定されている場合には、“12ヶ月の間に合計183日を超える期間”と読み替えられる。

11号公告の公布以前の実務においては、役務提供に係るPEの基準が“6ヶ月”と規定されている場合、他の企業の使用者が中国に滞在する具体的な日数を考慮せず、たとえ1ヶ月の間に1日のみ滞在する場合であっても、それを1ヶ月とみなされる可能性があった。そのため、近年における中国と一部の国の租税条約の改正では、“6ヶ月”的基準が“183日”に改められている。日中租税条約を含めて、なお“6ヶ月”と規定されている租税条約については、役務提供に係るPE認定の基準が緩和されたと言える。

このほか、11号公告では、国際運輸業所得、芸能人等の所得に係る条項の解釈についても改めて規定し、これに伴い、「『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中国政府とシンガポール共和国政府との間の協定』及び議定書の条文解釈に関する通知」(国税発)[2010]75号) (“75号通達”) の関連規定は廃止された。11号公告ではさらに、パートナーシップ企業に対する租税条約の適用についても規定している。

11号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3285782/content.html>

国家稅務總局による11号公告に関する解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3285711/content.html>

### 3. その他

#### ▶ 「研究開発費用の追加控除政策の実施ガイド1.0版」

##### 概要

国家税務総局は、2018年1月に「研究開発費用の追加控除政策の実施ガイド1.0版」（「ガイド」）を公布した。これは、現行の研究開発費用の追加控除政策について整理したものである。

「ガイド」は、研究開発費用の追加控除政策の概要、研究開発費用の追加控除政策の主な内容、追加控除する研究開発費用の計算に関する要求、研究開発費用の追加控除に係る届出と申告管理及び科学技術型中小企業の研究開発費用の追加控除政策（追加控除割合は75%）という5つの部分から成る。

「ガイド」によれば、企業が追加控除政策を適用する際に提出した届出資料、調査に備えて保管する資料の保管期間は、研究開発プロジェクトについて優遇措置を受けてから10年間である。企業が要求に従って保管資料を提出し、優遇適用の条件を満たすことを証明できない場合、税務機関は減免を受けた税額を追徴し、かつ租税徵収管理法の規定に従って処理をする。

「ガイド」全文は次のサイトでご覧いただけます。

[www.chinatax.gov.cn/download/doc/yffyjjkc.doc](http://www.chinatax.gov.cn/download/doc/yffyjjkc.doc)

#### ▶ 「『環境保護税納税申告表』の公布に関する公告」（国家税務総局公告[2018]7号）（“7号公告”）

##### 概要

「中華人民共和国環境保護税法」（「環境保護税法」）の施行後、国家税務総局は2018年1月27日付で7号公告により、「環境保護税納税申告表」を公布した。当該公告は公布日から施行された。

環境保護税の納税者は適用する汚染物排出量の計算方法に基づき、「環境保護税納税申告表」のA類申告表またはB類申告表に記入しなければならない。

「環境保護税法」第10条1～3項に規定する方法<sup>1</sup>で汚染物排出量を計算する納税者はA類申告表（1つの主表と5つの附表を含む）を用いて、環境保護税を月ごとに計算し、四半期ごとに申告納付する。減免税優遇を受ける納税者は減免税に関わる附表にも記入する必要がある。他の納税者はB類申告表を用いる。

初めて環境保護税を申告する納税者は、「環境保護税基礎情報収集表」（1つの主表と4つの附表を含む）も同時に記入しなければならない。納税者と環境保護税に関する基礎情報に変化が生じた場合は、速やかに所轄税務機関で変更手続を行う。

1 汚染物排出量の計算方法に関する「環境保護税法」第10条1～3項の規定は次の通りである。

- ▶ 国家の規定及び観測規範に合った汚染物の自動観測設備を据え付けて使用する納税者は、汚染物の自動観測データに基づき計算する。
- ▶ 自動観測設備を据え付けて使用していない納税者は、観測機関が発行する、国家の規定及び観測規範に合った観測データに基づき計算する。
- ▶ 多種の排出汚染物がある等の理由で、観測条件を備えていない場合、国務院環境保護主管部門が規定する排出係数、物質収支法で計算する。

7号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3272974/content.html>

国家税務総局による7号公告の解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3272921/content.html>

「環境保護税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content\\_2004993.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004993.htm)

#### ▶ 「納税信用評価に関する事項についての公告」（国家税務総局公告[2018]8号）（“8号公告”）

##### 概要

国家税務総局は2018年2月1日付で、「納税信用管理弁法（試行）」（国家税務総局公告[2014]40号）（“40号公告”）に基づく納税信用評価体系の整備に係る8号公告を公布した。

40号公告では、すでに税務登記を行い、生産、経営に従事し、かつ実際所得課税の適用される企業納税者は納税信用評価の対象になると規定していたが、8号公告によれば、新たに設立された企業（初めて税務機関で税務関連手続を行った日から一暦年度に満たない企業）、評価年度内に生産経営業務収入のない企業、企業所得税についてみなし徴収方式が適用される企業も納税信用評価の対象になる。40号公告では、これらの企業に係る納税信用評価の期限についても規定している。

また、40号公告では、納税信用ランクはA、B、C、Dの4段階とされていたが、8号公告によりA、B、M、C、Dの5段階となった。このうち、Mランクの企業に対しては、例えば、ネット上で增值税専用発票の認証が受けられるといった奨励措置が適用される。

税務機関は納税信用について動態調整メカニズムを採用する。そのため、8号公告の規定によれば、企業に信用喪失行為が発生した場合、税務機関は速やかにその納税信用ランクを調整することになる。

8号公告は2018年4月1日から施行される。8号公告の規定と齟齬のある40号公告の規定（第17条2項）は廃止されるが、8号公告に規定のない納税信用管理に関するその他の事項については、なお40号公告の規定が適用される。

8号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3274438/content.html>

国家税務総局による8号公告の解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3274203/content.html>

40号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1150610/content.html>

## 商務法規

▶ 「情報共有及び共同管理の強化に関する通知」（工商企注字[2018]11号）（“11号通達”）

### 概要

国家工商行政管理総局（“工商総局”）及び国家税務総局は2018年1月15日付で、両部門の情報共有及び共同管理の強化を求める11号通達を公布した。

11号通達では、企業が工商部門で登記を行う際の情報収集の範囲を拡大するとともに、税務部門は情報共有を通じて、工商登記情報を取得し、重複する情報収集を行わないようにすること、工商部門と税務部門が共同で簡易抹消登記の改革を推進すること、両部門が密接に協力し、企業に対する共同管理を行うことなどを規定している。

11号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/lhfw/201801/t20180123\\_271992.html](http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/lhfw/201801/t20180123_271992.html)

## 税関法規

▶ 「『中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法』の実施に関する事項についての公告」（税関総署公告[2018]14号）（“14号公告”）

### 概要

税関総署は「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」（税関総署令[2017]236号）（“事前裁定管理暫定弁法”）の公布に続き、2018年1月31日付で、当該暫定弁法の実施に関する事項について規定した14号公告を公布した。

14号公告には、例えば次のような規定が含まれる。

- ▶ 事前裁定の申請者は輸入貨物の荷受人または輸出貨物の荷送人でなければならない。
- ▶ 原則として、申請者は貨物を輸出入する3ヶ月前までに登録地の直属税関に事前裁定の申請をしなければならないが、次のいずれかの状況があり、かつ申請者に正当な理由がある場合、直属税関の承認を得て、貨物を輸出入する前3ヶ月以内に申請をすることができる。
  - ▶ 不可抗力または政策調整の原因により、申請時期から実際の輸出入時期までが3ヶ月未満となる場合
  - ▶ 税関での登録期間が3ヶ月未満の場合

▶ 税関は申請者の申請した税関事務に対して、関連の法律、行政法規、税関規定及び税関総署の公告に基づいて事前裁定の決定を行い、「中華人民共和国税関事前裁定決定書」を交付する。申請者の商業機密に関わる場合を除き、税関はウェブサイト等を通じて事前裁定の決定内容を公開する。

14号公告は2018年2月1日から施行され、「税関輸出入貨物商品分類管理規定」(税関総署令[2007]158号)（“158号令”）第15～20条の内容は同時に廃止される。2018年2月1日以降、税関は仮分類、価格の仮審査、原産地の仮決定の申請を受理しない。

「事前裁定暫定弁法」の詳細については、EY China Indirect Tax Alert <<税関事前裁定管理暫定弁法の公布（税関総署令第236号）>>をご参照ください。次のサイトからご覧いただけます。

[https://webforms.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-china-indirect-tax-alert-20180122-jp/\\$FILE/EY-china-indirect-tax-alert-20180122-jp.pdf#search=%27%A8%8E%E9%96%A2%E4%BA%8B%E5%89%8D%E8%A3%81%E5%AE%9A%E7%AE%A1%E7%90%86+EY%27](https://webforms.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-china-indirect-tax-alert-20180122-jp/$FILE/EY-china-indirect-tax-alert-20180122-jp.pdf#search=%27%A8%8E%E9%96%A2%E4%BA%8B%E5%89%8D%E8%A3%81%E5%AE%9A%E7%AE%A1%E7%90%86+EY%27)

14号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1449372/index.html>

「事前裁定管理暫定弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1038457/index.html>

158号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab518/info59255.htm>

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <p>▶ <b>北京</b><br/><b>大谷 光尋</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4569<br/>mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p><b>鍋島 正知</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4253<br/>masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p><b>上村 希世子</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 10 5815 2289<br/>kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>大連</b><br/><b>中澤 直規</b><br/>監査<br/>+86 411 8252 8999<br/>naoki.nakazawa@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>上海</b><br/><b>高橋 臣一</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 2740<br/>shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p><b>八幡 正博</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 4652<br/>masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p><b>鯉沼 里枝</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 3976<br/>rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p><b>星野 友子</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 5958<br/>tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p><b>山村 亮</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 3239<br/>ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p><b>江 海峰</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 2963<br/>alex.jiang@cn.ey.com</p> <p><b>石川 翔太</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 4006<br/>shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p><b>坂出 加奈</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 21 2228 2289<br/>kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p><b>小島 圭介</b><br/>税務<br/>+86 21 2228 2854<br/>keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p><b>丸山 直也</b><br/>法務<br/>+86 21 2228 8346<br/>maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p><b>久保田 順一</b><br/>TAS<br/>+86 21 2228 4749<br/>junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>広州</b><br/><b>長内 幸浩</b><br/>監査<br/>+86 20 2881 2675<br/>yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p><b>穴井 宏明</b><br/>監査<br/>+86 20 2881 2888<br/>hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p><b>石澤 晶宗</b><br/>税務<br/>+86 20 2881 2712<br/>masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ <b>深圳</b><br/><b>小島 健一</b><br/>監査<br/>+86 755 2502 5463<br/>shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>香港</b><br/><b>重富 由香</b><br/>監査<br/>+852 2629 3907<br/>yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p><b>柿本 啓太</b><br/>監査<br/>+852 2846 9005<br/>keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p><b>田所 聰史</b><br/>監査<br/>+852 2846 9623<br/>satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p><b>吉田 薫</b><br/>監査<br/>+852 2629 3909<br/>kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p><b>稻葉 宏和</b><br/>金融<br/>+852 2629 3046<br/>hirokazu.lnaba@hk.ey.com</p> |
|---|--|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケット本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@ jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版権所有

APAC No. 03006439

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

